

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第7条 本大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 大学院委員長

(2) 各研究科委員長

(3) 法学研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、外国語学研究科委員会、人間科学研究科委員会及び歴史民俗資料学研究科委員会から選ばれる委員各2名、並びに理学研究科委員会から選ばれる委員3名、及び工学研究科委員会から選ばれる委員5名

3 各研究科委員会から選ばれる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 各研究科委員会の委員はあらかじめ大学院委員長に申し出て、出席して意見を述べることができる。

5 大学院委員長は、学長がこれにあたる。

6 大学院委員会は、次の各号の大学院に関する事項を審議する。

(1) 大学院学則及び規程の制定改廃

(2) 研究科の設置及び廃止

(3) 各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設又は変更の承認

(4) 研究及び教育に関する基本的事項

(5) 学位の授与及び取消し

(6) 各研究科間の連絡調整

(7) 大学院委員長から諮問された事項

(8) その他大学院委員会が必要と認めた事項

7 大学院委員会の審議手続に関しては、大学院委員会において別に定めるところによる。

(研究科委員長会議)

第7条の2 本大学院の運営に関する基本的事項を協議するために、研究科委員長会議を置く。

2 研究科委員長会議の運営に関しては、別に定めるところによる。

(大学院学務委員会)

第7条の3 本大学院共通の教務的事項について審議するために、大学院委員会のもとに大学院学務委員会を置く。

2 大学院学務委員会の運営については、別に定めるところによる。

(研究科委員会)

第8条 本大学院各研究科の教育研究上の目的、授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、教育研究上の目的及び授業）に関する事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究科委員長

(2) 本学則第6条第1項に規定された本大学の専任教員（専門職大学院にあっては同条第2項に規定された当該大学院の専任教員）

3 研究科委員長は各研究科委員会の審議を経て、研究科委員の中から大学院委員長が委嘱する。

4 研究科委員会は次の各号の研究科に関する事項を審議する。

(1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更

(2) 授業及び研究指導（専門職大学院にあっては授業）の担当

(3) 学位論文（修士課程又は博士前期課程にあっては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）の審査及び課程修了の認定（専門職大学院にあっては課程修了の認定）

(4) 試験

(5) 学生の入学、休学、留年、退学、転学、除籍及び在学延長（転入学、再入学は入学を含む。）

(6) 学生の賞罰

(7) 研究科の予算

(8) 自己点検・評価に関すること。

(9) 第三者評価に関すること。

(10) 大学院委員長から諮問された事項

(11) 研究科委員長から付議された事項

(12) その他研究科委員会が必要と認めた事項

5 研究科委員会の審議手続に関しては、研究科委員会において、別に定めるところによる。